

適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワークの活動報告

適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク

理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

1 適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク（KCCN）について

KCCN は、京都の消費者、消費者団体（NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）、欠陥住宅京都ネット、京都府生活協同組合連合会）、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士ら約 100 名で構成するネットワーク組織である。

消費者団体訴訟制度ができる前の 2002 年から事業者に対する不当行為中止の申入活動を先駆的に行い、消費者団体訴訟制度の成立に積極的に関与してきた。

2007 年 12 月、4 番目の適格消費者団体として内閣総理大臣より認定された。地元の京都新聞には「全国で最も『戦闘的』といわれる適格消費者団体」として紹介されたことがあり、全国の適格消費者団体の中で一番多くの訴訟を行っている団体である。

2. KCCN の差止請求事例

① マンション賃貸借契約における「定額補修分担金条項」使用差止請求

08 年 3 月、全国初の消費者団体訴訟として、京都地裁へ差止訴訟を提起した。「定額補修分担金条項」とは、リフォーム費用として入居時当初に、従前の敷金相当額程度（月額家賃の 2 から 4 倍程度）を賃借人から賃貸人に支払わなければならないというものである。退去時に賃借人の軽過失損耗があっても同分担金以外に負担する必要はないが、重過失・故意損耗があれば別途賃借人が負担することになっている。要するに、これまでから原状回復という名の下に敷金を返還してこなかった実態を維持するために考案されたものである。

09 年 9 月 30 日、京都地裁で新規契約についての差止命令がだされ、10 年 3 月 26 日大阪高裁でも差止命令が維持された。間接強制決定をえている。

② マンション賃貸借契約における「敷引条項」の使用差止請求事件

建物賃貸借契約における敷引特約の例としては、「敷金 30 万円、敷引 25 万円」「敷金 20 万円、敷金 20 万円」など高率の敷引特約が用いられている。この 30 万のうち 25 万、20 万のうち丸々 20 万は返金しないというものである。

08 年 8 月に京都地裁に提訴し、被告事業者は 10 月の第一回公判で意思表示の停止につき「認諾」した。「認諾」は原告の請求をそのまま認める訴訟行為であり、実質的な勝訴です。この事件は、全国で最初の訴訟による差止を勝ち取った事例となった。

③ 冠婚葬祭互助会の解約金条項使用差止請求事件

08 年京都地裁へ提訴し、現在係属中である。

いわゆる冠婚葬祭互助会の解約金を問題とするものである。被告事業者の解約金条項（1 回 1500 円のコース）によれば、8 回目くらいまでの解約では返金は 0。以後 1 回ごとに 150 円ごとの解約料をとられる。一般の消費者から苦情が多数あり、国民生活センターへ情報提供要請を行ったところ多数の苦情があることも判明した。解約時の「平均的損害」（消費者契約法 9 条 1 号）について事業者と KCCN の間で激しく争われたが、2011 年 12 月 13 日、京都地裁は

手数料1回あたり58円を除く解約料条項についての使用差止を命じた。全国で同様の契約は2000万件以上あると言われており、社会的影響は大きい。

④結婚式場の解約金条項使用差止請求事件

結婚式場利用契約の解約金条項については、1年以上前に解約しても10万円程度の解約料を取られた、3ヶ月前で基本料金の70%の解約料を取られるなどの消費者トラブルがあった。そこで、KCCNは、2010年3月、株式会社Plan.Do.Seeを被告として、差止訴訟を京都地裁に提起した。訴訟を提起したとたん、被告事業者は従前の約款を変更したため、同年7月28日従前の解約金条項を使用しない旨の和解が成立した。

その後、KCCNでは、事業者団体（社団法人日本ブライダル事業振興協会）のモデル約款も含め、解約金の根拠について検討した。同モデル約款では、解約金について、①前日を含む365日以前：申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで、…、②59日目以降30日目まで：お見積額(サービス料を除く)の40%まで及び印刷物等の実費、③29日目以降10日目まで：お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額、…、④当日：お見積額(サービス料を除く)の全額、などと定められている。

同約款では「お見積額(サービス料を除く)」に一定額を乗じることとしているが、結婚式を施行しないのに、結婚式を施行しなければ発生しない経費が含まれる見積金額を基準とすることは不合理である。また、見積額に乘じる割合も合理性があるかどうかは疑問がある。

実際に、110番や情報提供を通じて、KCCNに結婚式場利用契約をキャンセルした消費者から相談が多数寄せられている。結婚式場の利用契約については国民生活センターでも報告書が公表されており、神奈川県や大阪府において苦情処理のあっせん・調停がなされている。

これらを踏まえて、KCCNでは、上記モデル約款に準じた約款を使用している事業者に対し、解約金条項の使用差止請求を行い、2011年10月14日、京都地裁に対し、同約款の使用差止めを求め差止訴訟を提起した。

⑤携帯電話の解約料条項使用差止請求事件

NTTドコモの「ひとりでも割」「ファミ割」やauの「誰でも割」では、2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その間に同契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収している。この問題は、割引システムと称して、基本料金を半額にするかわりに2年間拘束をし、中途解約する場合に9975円の違約金を支払うという違約金約束をさせるものである。ナンバーポータビリティ制度(MNP)で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項となっている。特に2年以降の解約時の違約金は、極めて不当な拘束であると考えられる。これについて、10年6月両社に対する差止訴訟を京都地裁に提起した。ソフトバンクについても11年1月差止訴訟を提起済み。

さらに、個別被害者の救済についても所属弁護士・司法書士らが弁護団を結成し、集団訴訟を提起済みである。

⑥マンション賃貸借契約の更新料条項使用差止請求事件

マンション等の建物賃貸借契約の更新料は関東・京都などで一定行われている。京都では1年更新で賃料2ヶ月分の更新料等高額の更新料が設定されているものが散見される。

更新料条項については、最判平成23年7月15日の不当判決があり、これも影響して、差止訴訟は、京都地裁において2012年1月17日請求棄却の判決があった。控訴中。

⑦未公開株勧誘差止め請求事件

ほとんど無価値な未公開株について売買契約を締結するために不実告知、断定的判断の提供をして未公開株を消費者に対し勧誘していか投資事業組合に対し、未公開株の勧誘行為の差止めを請求したものである。この件は、京都府・京都市とコラボして、被害者の未公開株事件の集団提訴にあわせ、未公開株の勧誘行為について不実告知等の差止命令などの勧誘行為についての差止請求を11年5月に京都地裁に提訴し、同年12月20日、京都地裁は差止を命じた。

3 今後

近く立法化される集団的消費者被害回復制度の担い手となるべく準備を進めている。